

労災の認定基準に示された時間外労働時間数と心理的負荷の程度の関係

(注) 時間外労働: 1週40時間を超える労働時間(手待ち時間の割合が多く、労働密度が特に低いような場合には、単純に時間外労働時間数のみで判断すべきではない。)

(時間外労働時間(休日労働時間を含む)のみの場合)

※ 時間外労働を行ったこと自体を出来事として評価するもの

心理的負荷の程度	該当するもの
特別な出来事(直ちに「強」)	① 発症直前の1か月におおむね160時間超の時間外労働を行った。 ② ①に満たない期間にこれと同程度(例えば3週間におおむね120時間以上)の時間外労働を行った。
強	具体例 ① 発症直前の連続した2か月間に、1月当たりおおむね120時間以上の時間外労働を行った。 ② 発症直前の連続した3か月間に、1月当たりおおむね100時間以上の時間外労働を行った。 ※ いずれも、業務内容が通常、具体例に記載した程度の時間外労働を要するものであったこととしている。
中	具体例 ・1か月に80時間以上の時間外労働を行った。
弱	具体例 ・1か月に80時間未満の時間外労働を行った。

(時間外労働を考慮して総合評価を行う場合)

※ 労働時間を加味しない出来事の心理的負荷が「中」又は「弱」の場合で、恒常的な長時間労働(月100時間程度となる時間外労働)が認められる場合

労働時間を加味しない出来事の心理的負荷の程度	恒常的な長時間労働を加味した場合に総合評価を「強」とするもの	
中	+	① 出来事の後に恒常的な長時間労働が認められる場合 ② 出来事の前に恒常的な長時間労働が認められ場合で、次のいずれかに該当するもの ア 出来事後すぐ(出来事後おおむね10日以内)に発病に至っている場合 イ 出来事後すぐに発病には至っていないが事後対応に多大な労力を費やしその後発病した場合
弱		出来事の前及び後にそれぞれ恒常的な長時間労働が認められる場合